

このたびの東日本大震災により、被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます

「東北地方太平洋沖地震災害に関する決議」

平成二十三年三月十一日、マグニチュード九.〇という日本の観測史上最大の巨大地震が発生しました。

地震の規模は関東大震災を上回るものであり、これに伴う大津波は、北海道から本州の太平洋岸を襲い、特に東北・関東の広範囲に甚大な被害をもたらしました。

この国難といってもよい大災害により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を表し、また被災された方々には心からお見舞い申し上げます、一日も早い復興を願うものであります。

よって津山市議会は、全市民とともに、被災者の生活再建のため、日本政府が全力をつくすことを強く求めるものであります。以上、決議します。

平成二十三年三月十八日

岡山県津山市議会

三月定例会ではこんなことが決まりました

三月定例会では、当局から提案された五十件の議案の審議を行い、これら全てが原案のとおり可決されました。主なものを紹介します。

平成二十三年度一般会計当初予算について

平成二十三年度一般会計当初予算は、予算総額が四百三十三億二千万円、対前年度の六月補正後と比較して約二十六億三千万円の増額となりました。詳しくは「広報つやま」四月号をごらんください。

平成二十二年度一般会計補正会計(第八次)について

第八次の補正予算は、東北地方太平洋沖地震の被災地に見舞金として二千万円を送るため緊急に編成されました。

河本英敏議員の発言に対する「懲罰特別委員会」を設置

懲罰動議の提案理由↓議員河本英敏君は三月七日の本会議において議会の品位を汚し、また議会を軽視・津山市を侮辱した発言をしたことは、議員の職分に鑑み、誠に遺憾であるため。

(参考)

全国の各市議会には、懲罰特別委員会の設置について、「法に定められた提案があれば、懲罰特別委員会が設置されたものとする」との規定を条例の中に設けています。

津山市議会委員会条例(抜粋)

第七条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第一項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。

津山市議会懲罰特別委員会

委員長 末永弘之 副委員長 米井知博
委員 秋山幸則、木下健二、黒見節子、庄司勝義、津本辰己、原行則、森岡和雄

河本議員の発言は懲罰には該当しないが…発言には裏づけが必要

委員長報告↓委員会として慎重に論議した結果、河本議員の発言は「懲罰には該当しない」との結論になった。河本議員の発言の意図は、岡山県暴力団排除条例に基づき「暴力団を排除しよう」というもので、その趣旨は正しいものであると委員会での見解もまとまった。

しかし、「市民の声を届ける」ことは議員として当然のことだが、その声の真偽を市民の責任にするのではなく、それまでに十分に調査し、議員みずからの責任で確証を示すべきである。その点で河本議員の質問のあり方は注意が必要である。不穏当部分については、議長において対応されたい。

各議員は、懲罰事犯になるような行為を慎み、懲罰を提案する者は、慎重な上にも慎重に検討して提出していただきたい。